

茨木市事業所等給水機設置事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市域内において、不特定多数の市民等が気軽に無料で給水できる場所に給水機を設置する者に対し、市が補助金を交付することにより市内における使い捨てプラスチックごみの削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、給水機とは、タンク式又は水道管に直結させ、電力を使用することで、マイボトル等に冷水等を提供する専用の機器をいい、給水機に付属してメーター等を設置するなど給水量を確認できるものとする。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市域内において、事業所を有する者（以下「事業者」という。）及び個人で事業を営む事業者（以下「個人事業主」という。）並びに本市域内に所在する、商店街振興組合、事業協同組合及び会則等を定めている任意の商店街団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人が出資していないこと。
- (3) 政治又は宗教的活動を目的としていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）若しくはその統制下にあるもの又は暴力団の構成員の統制下にあるものでないこと。
- (5) 事業者及び個人事業主（以下「事業者等」という。）にあつては、市税を完納していること。
- (6) 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年茨木市条例第18号）第20条に規定する多量排出事業者にあつては、同条に定める事業系一般廃棄物の減量計画書を提出していること。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業は、補助の対象となる者が給水機を購入又は賃借する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業者等にあつては本市域内に有する事業所内に、団体にあつては本市域内の自らが所有し、又は借り受けている土地に購入又は賃借した給水機を設置すること。
- (2) 申請時において補助対象となる給水機を購入又は賃借していないこと。
- (3) 設置について、申請のあった日の属する年度の2月末日までに完了すること。

(4) 関係法令等に違反するものでないこと。

2 補助の回数は、1事業者等又は1団体当たり1年度につき1回とする。

3 前項の規定にかかわらず、賃借における補助の回数は、1事業者等又は1団体当たり1回とする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象経費は、事業に要する経費のうち、給水機の購入及び賃借（賃借の場合は初回の設置にあたり要する経費、賃借かつタンク式の場合はタンク交換に要する経費についてもそれぞれ補助対象とする。）に要する経費とする。ただし、給水機使用に伴う水道料金、電気料金、維持管理経費（購入の場合のみ）及び修繕に関する経費等は、補助対象外とする。

(補助金額)

第6 補助金額は、次の各号にいずれかに該当するものとする。

(1) 購入の場合は、補助の対象経費の2分の1の額とし、100,000円を限度とする。

(2) 賃借の場合は、月額賃借料に申請年度内に使用した期間の月数を乗じた額とし、一月あたり9,000円を限度とする。給水機の初回の設置にあたり要した経費については、15,000円を限度とする。

2 前項の第1号の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業者等にあつては、次に掲げる書類

ア 事業者及び個人事業主概要書（様式第2号）

イ 市税完納証明書（様式第3号）

ウ 次の(ア)及び(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定めるもの

(ア) 個人事業主 本人確認書類の写し及び市内に事業所を有していることが分かる書類

(イ) 法人 登記事項証明書

(2) 団体にあつては、次に掲げる書類

ア 団体概要書（様式第4号）

イ 会則等

ウ 役員名簿

エ 会員名簿

(3) 購入又は賃借を予定する給水機のカタログ又はその内容が分かる書類

(4) 購入又は賃借に要する費用の内訳が明記されている見積書等の写し

(5) 給水機の設置を予定する場所が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請は、先着順に受け付けるものとし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請を受け付けないものとする。
(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(変更の申請等)

第9 補助金の交付を申請した者は、補助金の交付決定通知後において、当該申請の内容を変更しようとするときは、第7に準じて茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 変更額や変更日が分かる契約書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市事業所等給水機設置事業補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

(設置報告)

第10 補助金の交付の決定を受けた者は、購入の場合は給水機の設置後、賃借の場合は設置した日の属する年度の末日を経過した後、茨木市事業所等給水機設置事業補助金設置報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 給水機の設置状況が分かる写真

(2) 領収証書等の設置に要する経費及びその内訳が確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の設置報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市事業所等給水機設置事業補助金確定通知書（様式第9号）により報告書を提出した者に通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けた者は、茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(給水機使用量の報告等)

第14 補助金の交付を受けた者は、当該給水機を設置した日の属する年度の末日を経過した後、指定された期日までに給水機の使用状況を茨木市事業所等給水機設置事業補助金使用状況報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を公表することができる。

(管理及び継続使用義務)

第15 補助金の交付を受けた者は、給水機の適正な管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受け、給水機を購入した者は、給水機を設置した日から起算して3年以上継続して使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(協力)

第16 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 給水機設置の事例紹介

(2) 市の使い捨てプラスチックごみの削減及び再資源化に関する取組

(3) その他市長が必要と認める事項

(立入調査)

第17 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事業所又は事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第18 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第19 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第20 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該

当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第21 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から実施する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号

茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付申請書

茨木市事業所等給水機設置事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業 茨木市事業所等給水機設置事業

2 交付申請額等

補助金交付申請額		円 ※
設置予定数		台
購入予定額 （購入の場合）		円 消費税込みの金額
賃借予定額 （賃借の場合）	月額 円× カ月＝	円 消費税込みの金額
メーカー名		
製品名		
設置場所	茨木市	

※購入の場合は、購入予定額×1/2の額を記入し、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。

賃借の場合は、月額の賃借料に申請年度内に使用する期間の月数を乗じた額とし、一月あたり9,000円を上限とする。

様式第2号（第7関係）

事業者及び個人事業主概要書

本社又は現住所	名称※1			
	所在地※2	〒		
	代表者氏名			
	電話番号			
	FAX番号			
	業務内容又は製造品等※1			
補助を受けようとする事業所	名称			
	所在地	〒		
	操業開始日			
	責任者氏名		電話番号	
	従業員数		人 FAX番号	
	業務内容又は製造品等			

※1 個人事業主の場合は、記入不要

※2 個人事業主の場合は、代表者住所を記載

当該補助金に係る事務担当者

担当者	所属部署・担当者名			
	電話番号			
	FAX番号			

市 税 完 納 証 明 請 求 書

(請求先) 茨木市長

使用目的	茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付請求のため
------	--------------------------

納税義務者	所在地 名称 代表者名	
-------	-------------------	--

※法人の場合、氏名の横に社印があれば委任状は不要です。

茨木市税の完納証明を請求します。

申請代理人	住所 氏名	
-------	----------	--

※代理人申請は委任状が必要です。(同居の親族の方は不要です。)

年 月 日

様式第3号 (第7関係)

市 税 完 納 証 明 書
(茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付請求用)

納税義務者	所在地 名称 代表者名	
-------	-------------------	--

茨木市税を完納していることを証明します。

茨 木 市 長

印

年 月 日

様式第4号（第7関係）

団 体 概 要 書

補助を受けようとする団体	名 称	
	所 在 地	〒
	代 表 者 (役 職 ・ 氏 名)	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
設置予定場所		

当該補助金に係る事務担当者

担 当 者	所属部署・担当者名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

様式第5号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市事業所等給水機設置事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長



様式第6号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市事業所等給水機設置事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業 茨木市事業所等給水機設置事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第7号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市事業所等給水機設置事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市事業所等給水機設置事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- 1 交付決定額 円
- 2 変更増減額 円
- 3 変更交付決定額 円

年 月 日

茨木市長



（報告先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

茨木市事業所等給水機設置事業補助金設置報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業について、給水機を購入又は貸借し、設置が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業 茨木市事業所等給水機設置事業
- 2 交付決定額等

補助金交付決定額		円
設置台数		台
購入額 （購入の場合）		円 消費税込みの金額
貸借額 （貸借の場合）	月額 円× カ月＝	円 消費税込みの金額
補助金精算額		円 ※
メーカー名		
製品名		
設置場所	茨木市	
設置完了日		年 月 日

※購入の場合は、購入額×1/2の額を記入し、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる
貸借の場合は、月額 of 貸借料に申請年度内に使用する期間の月数を乗じた額とし、一月あたり9,000円を上限とする。

様式第9号（第11関係）

茨木市指令環第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市事業所等給水機設置事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市事業所等給水機設置事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第10号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名称
代表者名

印

茨木市事業所等給水機設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を
次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業 茨木市事業所等給水機設置事業
- 2 金 額 円

様式第11号（第14関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市事業所等給水機設置事業補助金使用状況報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金に係る給水機の使用状況を次のとおり報告します。

設置場所	茨木市
設置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用量	ℓ /年